

答 申 書

新 広 情 第 3 号

平成21年3月30日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克 己



平成21年3月17日付け新広総第294号での諮問について、当審査会の意見は、下記のとおりとする。

レセプト（診療報酬明細書）情報を実施機関以外のものへ提供するもの
（条例第9条第2項関係）

取扱事務名称	具体的内容	審査会意見
・実施機関以外の公共機関等への情報提供	<p>後期高齢者医療保険の被保険者のレセプト情報（診療報酬明細書）は保険者である広域連合が管理している。</p> <p>レセプト情報については、各種団体が行う医療費適正化等の統計・分析や市町村が実施する被保険者の保健指導等に必要な情報提供が求められている。</p> <p>については、国、独立行政法人、他の地方公共団体、地方独立行政法人、これらに準ずる機関その他の団体からの求めに応じ、公益上の必要性その他相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合にレセプト情報の提供を行いたい。</p>	<p>医療の全国的、地域的な統計・分析を行う目的での提供については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">・国、独立行政法人、他の地方公共団体及び地方独立行政法人については、健康医療政策に反映させ、医療費適正化等を進めるうえで公益上必要不可欠なものと認める。・上記以外の組織、機関から提供を求められた場合は、目的及び公益上の必要性その他相当の理由並びに本人の権利利益侵害の可能性について調査し、当審査会に諮ったうえで提供の可否を決定するものとする。

		<p>市町村が行う、健康診査実施後の保健指導を目的とした提供については、次のとおりである。</p> <p>・保健指導を目的とする場合は、対象者を限定したうえで、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない情報に限り提供できるものとする。</p> <p>提供される側においても、法令等を遵守し、被保険者の個人情報の適切な管理に努めるよう指導する。</p> <p>年間の情報提供の状況を、次年度当初に当審査会に報告することとする。</p>
--	--	---